

児童福祉施設（乳児院、障害児入所施設 等）の用に供する 固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について

社会福祉法人（日本赤十字社を含む）、その他政令で定める者が、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条第2項第10号の3、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件は、ありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が当該児童福祉施設の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者（次のいずれか）

- ① 社会福祉法人（日本赤十字社を含む）
- ② 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、医療法人
- ③ 学校法人
- ④ 上の①～③以外の者で児童福祉施設の設置について市長の認可を得た者

(3) 対象資産

次の①～③の児童福祉施設の用に供する固定資産

- ① 上の(2)①～②が経営する次のア～カの施設
 - ア 乳児院
 - イ 母子生活支援施設
 - ウ 児童厚生施設
 - エ 児童養護施設
 - オ 情緒障害児短期治療施設
 - カ 児童自立支援施設
- ② 上の(2)①～③が経営する次のア・イの施設
 - ア 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
 - イ 児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター）
- ③ 上の(2)①～④が経営する次のア～ウの施設
 - ア 助産施設（分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室、その他助産に必要な施設及び市長が認可した定員にかかる病室）
 - イ 保育所
 - ウ 児童家庭支援センター

2 非課税申告に係る必要書類（次の書類を提出してください）

イウク	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できるもの	・法人登記事項証明書 など
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類（認可書の写）	
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

イウク	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写 等

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第 35 条の 2 第 3 項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力願います。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。